

# 日本教育会北海道支部規約

## 第1章 総 則

第1条 この会は、日本教育会北海道支部と称する。

第2条 この会の事務所は、札幌市中央区北5条西6丁目第二道通ビル306 北海道小学校長会事務所内に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 この会は、日本教育会設立の趣旨に則り、北海道教育ひいてはわが国教育の正常にして健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、必要に応じて次の事業を行う。

- 1 教育に関する意見発表と道民世論の喚起
- 2 教育文化に関する研修会・講演会等の開催
- 3 教育上必要な調査研究及び助成
- 4 教育施設、教育環境の整備改善等適正な教育諸施策の要請
- 5 各種教育団体との連携協力
- 6 教育文化に関する出版物等の刊行
- 7 その他目的達成に必要な事業

## 第3章 会 員

第5条 この会の会員は、次の通りとする。

- 1 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人（終身会員を含む）
- 2 賛助会員 この会の事業を賛助する個人、または団体

第6条 この会の会員になろうとするものは、支部長を通じ日本教育会会長に名簿を提出する。

第7条 この会の会費は次の通りとする。

- 1 正会員（個人） 年額 3,600円（内3,100円本部）  
ただし、終身会員については毎年総会で定める。
- 2 賛助会員 年額 個人（1口） 3,600円  
年額 団体（1口） 10,000円

## 第4章 組 織

第8条 北海道支部のなかに地区支部を置くことができる。

## 第5章 役員、顧問及び職員

第9条 この会に次の役員を置く。

- 支部長 1名  
副支部長 若干名  
理 事 若干名  
評議員 若干名  
監 事 2名

第10条 役員の選出方法は次の通りとする。

- 1 支部長、副支部長は理事の互選とする。
- 2 理事及び監事は評議員会において推薦し、総会の承認を得るものとする。

3 評議員は正会員より選出する。

第11条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 支部長は支部を代表し、会務を統理する。
- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはこれを代理する。
- 3 理事は理事会を構成し、この会の運営に必要な企画並びにその執行に当たる。
- 4 評議員は評議員会を構成し、規約の改廃、理事及び監事の推薦、事業並びに収支予算決算を審議する。
- 5 監事は本会の事業並びに会計を監査する。

第12条 この会の役員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。

第13条 理事会、評議員会は必要に応じて支部長が召集する

第14条 この会に顧問を置くことができる。顧問は支部長が理事会の意向を受けて委嘱する。

第15条 この会の事務を処理するため事務局を設ける。

第16条 この会の事務局長は支部長が委嘱する。理事会等各種会議に出席し意見を述べることができる。

## 第6章 総会及び専門委員会

第17条 総会はこの会の最高決議機関である。総会は年1回6月に開催するほか、理事会が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

第18条 総会は次の事項を決議する。

- 1 事業報告及び収支決算
- 2 事業計画及び収支予算
- 3 役員の承認
- 4 規約の制定または改廃
- 5 その他必要な事項

第19条 この会に専門委員会を置くことができる。委員会に関する規定は理事会の承認を経て別に定める。

## 第7章 会 計

第20条 この会の経費は会員の拠出する支部会費及びその他の収入をもって支弁する。

第21条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 付 則

- 1 この規約を行うのに必要な細則は別に定める。
- 2 この規約は昭和54年10月13日より実施する。昭和60年、62年、平成2年、3年、6年、9年、19年、20年度の総会において一部改正。

日本教育会 北海道支部

（支部長） 諏江康夫

事務局 〒060-0005

札幌市中央区北5条西6丁目第二道通ビル306

北海道小学校長会事務所内

電話番号・FAX 011-838-7876